

中国雲南省ラフ族女性の遠隔地婚出
—— ラフ社会における結婚との関わりに着目して ——

堀 江 未 央 *

**Inter-ethnic Marriage Migration among Lahu Women in Yunnan:
Focusing on Changing Marriage Practices among
Women's Sending Society**

HORIE Mio*

Abstract

After the 1980s, China's one-child policy became the cause of a serious imbalance in the country's sex ratio, especially in the rural areas. Increasing regional economic differences as well as economic reforms are pull factors for the migration of young single women from rural Han villages to coastal urban areas as cheap laborers. These social changes have resulted in a wife shortage in rural Han areas. Impoverished rural Han bachelors who cannot find partners in their own areas have turned to ethnic minority areas in Southwest China to seek a solution. This paper focuses on the Lahu area, in the hills of the China-Myanmar borderland, which has one of the heaviest concentrations of such out-marrying women. The article has two objectives. The first is to elucidate how Lahu people understand marriage migration against the background of their marriage practices. The next is to show the social changes that can be observed along with marriage migration, especially the changing ways of sealing the marital bond among Lahu. The outflow of young women has created a wife shortage in Lahu, which has widened women's choice of mate in Lahu village and led to Lahu marriage practices being easily disregarded by young single women. As a result, Lahu men have begun to attach greater importance to official marriage registration. In several negotiations with the woman's side, the marriage registration has brought about changes in Lahu marriage practices so as to deal with young women's uncertain behavior.

Keywords: women's marriage migration, Lahu, wife shortage, China

キーワード: 女性の遠隔地婚出, ラフ, ヨメ不足, 中国

I 序 論

1978 年末に始まる改革開放以降の中国において、急激な経済成長と共に増大する地域間経済格差が大量の労働移動の波を引き起こしていることは周知の事実である。内陸部から沿海発

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科; Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University, 46 Shimoadachi-cho, Yoshida Sakyo-ku, Kyoto 606-8501, Japan
e-mail: horie@asafas.kyoto-u.ac.jp

達地域へと出稼ぎに赴く農民たちは、「盲流」や「民工潮」「農民工」などと呼ばれ、研究者の関心を集めてきた。東南アジアに国境を接する中国西南部の雲南省においてもそれは例外ではなく、山地に暮らす少数民族の人々も、中学を卒業すれば町に出かけ、18歳を過ぎれば広東省や上海、北京に出稼ぎに行くのが常となっている。しかし、そのような労働移動の陰で、いわばもうひとつの移動の波として、女性の婚姻に伴う長距離移動が起こっていることはあまり知られていないかもしれない。すなわち、西南中国の農村地域から、安徽省・山東省・河南省などの漢族農村地域への、女性の大量婚出現象である。そして、そのなかには多数の少数民族女性が含まれている。本稿は、このような少数民族女性の遠隔地婚出が、女性を送り出す社会に与えた影響について論ずるものである。

この現象には、中国における男女比のアンバランスという問題と、地域間経済格差の拡大に基づくヨメ不足の連鎖が関わっている。1979年に開始された計画生育政策、いわゆる一人っ子政策の開始からすでに30年が経ち、男児出産を望む漢族のあいだで見られる男女比の不均衡は、2010年には出生人口男女比率121.21にまで達している〔国务院人口普查辦公室2012: 2024〕。また、沿海都市部への巨大な出稼ぎの波は、単純労働に従事する従順な稼ぎ手として、農村出身の多くの若い未婚女性を沿海部に引きつけ、内陸部農村に残る男性のヨメ不足を助長している。こうしたヨメ不足への対処として、内陸部農村の男性たちがさらに貧しい地域から女性を娶るというヨメ探しの連鎖現象が起こっている。コンスタブルの述べる「グローバル・ハイパガミー」〔Constable 2005: 10〕と同様の問題が、国境こそ越えないものの、中国国内で連鎖的に起こっていると言える。女性を西南部後発地域から東部・北部発達地域へと突き動かすこの問題は、人口性比の不均衡、経済発展の地域間不均衡、移動規制の緩和に伴う労働移動の増大など、中国の様々な現代的問題のひとつの結節点である。また、中国国内における少数民族に対するまなざし、貧困地域に対するまなざし、女性に対するまなざしなどが交差するなかで進展する現象でもある。そして、本稿が取り扱うミャンマー国境地域に居住するラフ村落は、まさにそのような女性の移動の末端に位置している。

1. 先行研究とその問題点

女性の結婚に伴う長距離移動という現象は、中国のメディアでもクローズアップされ、人口学や社会学の分野で研究が進められている。それらの多くは社会問題として女性の流動を取り扱い、男性側のヨメ不足の要因や、女性の移動のプロセスを類型化して分析し、最終的に政策的な提案を行うというスタイルを取る〔e.g. 張1994; 何2008; 万2007; 李2005〕。そこで主に論じられるのは性別や年齢、生家の収入などによって分類された無名の女性たちであり、女性の「大流動」の原因は「以財謀婚（財を以て結婚を謀る）」のヨメ探し男性と、「以婚謀財（結婚を以て財を謀る）」の仲介者の利害の一致によって起こってきたと述べられる〔張1994: 10〕。

そして、女性の脆弱性を改善する政府からのサポートや教育の強化などが提案される。これらの研究は、女性の流動の要因やプロセスについて明らかにしてきたが、そのほとんどが女性の婚出先での調査に基づいており、女性の生家についての言及が含まれることは減多にない。女性の送り出し社会に起こる変化に触れているものでは、近年、楊や蔡などが少数民族女性の流出に関する研究を行っている〔楊 2008; 蔡 2010〕。楊は、出稼ぎなど経済目的の移動は少数民族女性の「封建的意識」を改革し、女性の素質を高めるものとして肯定する一方で、婚姻に伴う流動は従属的で伝統的規範に基づくものとして批判している。蔡は、女性の流出によって民族伝統文化が消失し、家庭が不安定になるなどの悪影響を指摘している。一方、女性の移動に見られる「良い点」として、遺伝子的に遠い出自を持つ者同士の交配によって少数民族の「素質の向上」が見込めるという優生学的観点に基づく意見、また、婚出した女性が外界からより先進的なものを持ち帰ることで、封建的な少数民族の村に新しい文明を持ち込むことができるという意見もある〔何 2008: 268; 楊 1991: 52-53〕。これらの研究からは、移動する女性を被害者、あるいは教育されるべき未熟者として描き、華やかな少数民族伝統文化を保護しなくてはならないという内的オリエンタリズム (internal orientalism) のまなざしと、「封建的」な少数民族の素質向上によって国民全体の素質を向上させることができるという優生学的目論みとが交錯するさまを見て取ることができる。本稿の対象民族であるラフの女性の流出を取り扱う馬は、圧倒的優位である漢族によるラフの周縁化過程のひとつとして大量婚出の問題を論じ〔Ma 2013〕、漢族とラフとのあいだにある男女比の圧倒的な違いと仲介業者の介在がラフ女性の大量流出を招き、いずれラフ社会の崩壊すら招きかねないと警鐘を鳴らしている〔馬 2004〕。

一方、ファンは、広東省の調査をもとに農村女性の結婚と移動について論じるなかで、女性の主体的行動に目を向けている。彼女は結婚と移動 (marriage and migration) を移動労働との関わりで考察し、移動労働市場では男性よりも悪い条件に置かれた女性たちが、出身地よりも条件のよい土地での永住権を求め、結婚を用いて主体的に行動することを指摘している〔Fan 2002〕。

先行研究からは、移動する女性たちを中国全体の社会問題の「被害者」として描き出すか、あるいは女性個人の行動に焦点を当て、その主体性を強調するかの二つの傾向が見えてくる。これは、世界各地で起こる、国家間経済格差に基づく国際結婚においても同様の傾向がある〔e. g. Lu 2005; Constable 2005; Hsia 2008〕。ここでも、女性の被害者性を指摘する声と、それに対して女性の主体的行動に目を向けるエージェンシー論とが交錯しながら議論が進んできたと言える。しかし、上述のような議論の豊富さに引き替え、それらの女性の移動が、彼女たちを取り巻く人々にとって、従来その社会で想定されていた「結婚」との関係のなかでどのように位置づけられるのか、そして、彼らの婚姻慣行にどのような影響を与えているのか、という視点に着目した研究は多いとはいえない。

横田は、インドネシア女性やベトナム女性の嫁ぎ先である台湾において、嫁ぎ先である台湾漢人の婚姻規範に照らして国際ブローカー婚を理解しようと試みている。そして、台湾漢人にとって、持参財を持たずに婚入してくる女性がかつての妾と類似した位置に置かれることを指摘し、持参財を持たずに男性方が「買った」女性が、さらに生家に対して送金を行おうとする行為が、婚姻における財の贈与交換のバランスを崩すものであること、「彼女は結婚のために台湾に来たのではない。出稼ぎをしに来たのだ」という揶揄の言説を生み出すことを指摘している〔横田 2007〕。

本稿は、それとちょうど逆の試みを行おうとしている。つまり、女性の生家側の論理とはいかなるものか、という問題である。¹⁾ 女性を送り出す側は、遠隔地婚出を彼らの想定する通常の結婚とはどのように異なるものと捉えているのだろうか。本研究が取り扱う事例は、横田の事例とは異なり、国境を跨がない。しかし、雲南省の山地に住むラフの人々と、山東省や安徽省の漢族農民とのあいだには、様々な隔たりが存在する。漢語を解さないラフにとって、ラフ女性が嫁ぐ先は遠い北方の「へパ（漢族）のくに」として漠然と思い描かれ、それは彼らの住む「ラフのくに」とは根本的に異なるものである。「へパ（漢族）のくに」への道には様々な仲介者が媒介し、民族の差異に重ねられたいくつもの差異が権力と共に立ち現れる場である。慣習に目を向けても、婚後の居住形態や親子の関係性などにおいても、漢族とラフのあいだには違いがある。では、両者をつなぐ契機として設けられた結婚という出来事は、ラフの想定する結婚と付き合わせてどのように理解されていくのだろうか。女性の被害者性や民族の崩壊、あるいは女性個人の主体性のみを論ずる前に、まずラフの婚姻に関する理念に照らしてこれらの現象を眺めてみる必要がある。

もちろん、このように言ったからといって、ラフの「婚姻規範」が文化に固有で不変だったと述べるつもりはない。文化、あるいは規則とは、ブルデュが正しく述べるように、「その外観の下に戦略と利害とを覆い隠すことによって、順応へと結びついた利益を確保することを狙うといった戦略」〔ブルデュ 2001: 50〕を孕むものである。人々の行いは常に「世界に対するチューンあわせの実践としての社会的実践」〔浜本 2007: 39〕であり、それは例えばまさにこのような大きく異なる背景を持つ人間との結婚という契機によって修正され続けていく。そのようなチューンの合わせあいの一端を、ここでは女性の生家側から読み解くことを試みる。

それでは、以下、まずラフ村落内における女性の位置づけと婚姻慣行を、通時的な変化と共に記述する。その上で、遠隔地婚出の進展について、一村落でのデータを元に提示する。その後、遠隔地婚出の登場を受けて、従来想定されていた「夫を持つ/妻を持つ」という状況がい

1) 近年、女性の送り出し社会に着目した研究として、婚出女性が里帰りの際に大規模な儀礼を行って富を村に還元するというタイの事例〔Ratana 2012〕や、女性の流出によって送り出し社会のジェンダー関係に起こる変化を指摘するベトナムの事例〔ベランジェ他 2012〕が報告されている。

かなるものを指すのかが曖昧になり、婚姻を巡る実践が変化していく様子を示す。

II ラフ村落における社会関係と女性の位置

1. 調査地概況

ラフは、主にメコン河とサルウィン河に挟まれた山地一帯に居住する人々である。人口は、中国に約 48 万 6,000 人、ミャンマーに約 10 万 5,000 人、タイに約 10 万 3,000 人、ベトナム・ラオスに各 5,000 人いると言われており、ベトナム戦争期にアメリカに移住した人口を含めると全世界で合計約 70 万人に達する [Walker 2003: 101-102]。言語はチベット・ビルマ語族のイ語支に属し、焼畑耕作と水稻耕作を行う山地居民である。現在ミャンマーやタイに居住するラフのほとんどが、様々な政治経済的理由で中国から南下した人々であり、そのルーツである中国国内のラフの居住地は基本的に雲南省に限られる。ところが、2000 年の人口センサスによれば、中国国内で雲南省以外の地域に居住しているラフ族人口は、男性 581 人に対して女性が 5,493 人であり、省外に居住するラフ女性の数が男性のおよそ 10 倍になっている。この数には出稼ぎも含まれているであろうが、それを差し引いても、女性の婚出による移動が広範に起こっていることが想像される。馬によれば、辺境に近く経済条件の悪い山地に住むラフ族・ワ族の婚出が特に甚だしいという [馬 2004: 89]。

本稿の舞台である、「蜂を焼いた村」という名を持つラフ村落（以下 P 村）は、雲南省瀾滄ラフ族自治県の西北部に位置し、筆者が 2011 年から 2012 年にかけて住み込み調査を行った村である。標高はおよそ 1,300 m で、ミャンマー国境まで約 130 km、瀾滄県城まで約 50 km のところに位置する。人口は、出稼ぎによる変差を含みつつもおよそ 67 世帯・246 人であり、全員が民族登記上ラフ族である。水稻耕作の拡大と、ハイブリッド種の登場に伴う収量の増加によって、米の焼畑栽培への依存は弱くなっており、1990 年代からは、かつての焼畑地におけるサトウキビ栽培が大規模に展開されている。2000 年以降はユーカリの植林やコーヒーの導入も進んでいるが、それでも、県政府の資料によれば、2012 年度の一人あたりの純収入はわずか 1,362 元（約 22,000 円）であり、²⁾ 貧困村に指定されている。

この村の周辺にはラフ集落が集中し、従来通婚関係はラフ同士に限られていたという。唯一、他民族との通婚関係の名残と見られるのが、村に存在する 8 つの姓のうち、漢族の末裔と言われる唐姓、李姓（一部）、顧姓、董姓の人々である。彼らはおよそ 7 代前にこの地にやってきて、土地の広いラフの世帯にムコとして婚入し、土地を得て「ラフ化」していった。現在彼ら

2) 2012 年上半期における瀾滄県全体での一人当たり純収入は 2051.95 元である [普洱瀾滄拉祜族自治县数字乡村新农村建設信息网 HP]。

はラフ語を母語とし、漢語に長けておらず、ラフと共に農業で生計を立て、ラフとほとんど変わるところがない。³⁾ 彼らは自他共に「今ではラフになった」と語られる存在である。漢族の移住については本稿では触れないが、瀾滄県各地のラフ村落にはこのような漢族の末裔が混住し、ラフと漢族との境界が曖昧になっているようなところが多い。しかし、このような漢族の末裔たちとラフとの通婚は、漢族がラフ地域に婚入することによって起こった民族間結婚であり、本稿で取り扱うラフ女性の漢族地域への遠隔地婚出の事例とは大きく異なる。また、漢族の末裔たちが、ラフとの結婚の際にも姻戚関係を築いているのに対し、遠隔地婚出の場合はそのような関係形成は見られない。

2. 村/家の秩序空間

中国のラフに関する人類学的研究は、ラフの男女平等の理念を強調してきた。それは「一对 *te ceh*」を基礎とするラフの観念が男女一対 (dyadic ego) の理念に根ざし、男女平等を基底としているというものである。神話や儀礼における「対」へのこだわり、親族の双系的傾向、男性家長と女性家長の対等性などがその根拠として挙げられている [Du 2003; Ma 2013]。P 村においても、労働は男女の別なく行われ、村の会議に出席する各戸の代表は男性でも女性でもよく、多くの場合女性の出席者が半数近くを占めていた。それがいわゆる「男女平等社会」であるかはともかく、ジェンダーにまつわる規範が希薄であることは確かであろう。それに対して、ラフ村落において重要な差異は未婚者と既婚者の別である。ラフには成人儀礼は存在せず、結婚が一人前と見なされる唯一の契機である [Du 2003: 53-54]。人は夫婦になり、夫婦一対で名を呼ばれるようになってはじめて社会的な認知を得られる [Ma 2013: 106]。その逆に、未婚であれば、たとえ 60 歳を過ぎていても子どものように呼びかけられるという [Du 2003: 57]。そして、未婚者と既婚者は、主にその性行動において、村落や家屋の内と外で隔てられている。

P 村近辺の多くの村落は、「山神 *shan seu*」⁴⁾ あるいは「村神 *hk'a seu*」と呼ばれる祠を頂点として形成されている。⁵⁾ 山の斜面に沿うように作られた村の最も高い場所に山神の祠が置か

3) 唯一といってもよい違いは埋葬方法であり、ラフが火葬であるのに対して彼らは土葬である。儀礼の際にも、ラフの儀礼用具が使用後に燃やされるのに対して、彼らのものは道ばたに捨てられたり埋められたりする。これは埋葬方法の反映であるという。

4) ラフはかつて文字を持たず、キリスト教宣教師がアルファベットを用いた文字を開発した。その後、中国ではそれをさらに改正した中国版ラフ文字 (新ラフ文字) が用いられている。本稿では原ラフ文字を用いることとする。

5) ラフの宗教形態は、時代や地域ごとに多様性が著しい。多数の精霊「ネ」に対する慰撫を専ら行うもの、明清朝期に雲南省大理鶏足山から伝来した大乘仏教の影響を受け、佛房と呼ばれる廟に線香を点すもの、20 世紀初頭の布教によるバプテスト派キリスト教徒、などが存在する。ラフの宗教的多様性については、[片岡 2006; 西本 2009; Walker 2003] などを参照。

れ、それより上の空間は村とは見なされない。山神の下にある家々は「山神に管理されている」と言われ、毎年春節には山神に餅を供え、線香を点しに行かなくてはならない。また、しばしば山神と対になって語られるのが、家の秩序を司る「家神 *yeh seu*」の祭壇である。家神は家の最も高い場所（山の斜面に建てられる家の上方）に位置し、家のなかは家神の管理する場所だと言われる。家神や山神に線香を点すべきだとされる人物は家長の男性であり、女性は山神に近づくことはできない。また、年に一度行われる山神の修復（山神の祠は草葺き屋根と竹壁の簡素なものであり、毎年新しいものに修復する必要がある）に携わってもよいのは、女性と性関係を持ったことのない男性のみに限られる。

山神や家神の秩序に対する最も大きな逸脱のひとつに、姦通がある。妻を捨てて遊び歩く夫、夫を捨てて好きに振る舞う妻、配偶者のある者との姦通は、そのままでは「山神/家神がその者を見なく」なり、いずれ体調不良や精神異常、果てには死を招くと囁かれる。なかでも家の中での姦通は、「その家の“オリ（規範）”をめちゃくちゃにし、その家の鶏や豚の大量死を招く」と言われて強い叱責を受ける。違反が発覚した場合、違反した二人から家に対する「オリ（賠償金）」⁶⁾を提出することが求められる。家屋が四つの角から成るため4の倍数が求められる（通常400元）。被害者である家の主がさらに村裁判を村長に要請した場合は、どこで何度性交したのかが公開の場で執拗に尋問され、それぞれの家に対する「オリ」の他に、村の秩序に対する「オリ」が求められることになる。こちら4の倍数が基本とされ、筆者の調査中に起こった裁判では男女各200元の支払いが求められた。「夜に外で誰かと少し遊ぶくらいなら許せないわけではないが、家に入ってくるなんて、家のオリを何と考えているのだ」というのが、姦通の叱責の際にしばしば言われる文言である。この「オリ」の遵守は重大で、来訪者が宿泊する場合も男女別の部屋があてがわれ、夫婦が他人の家において同室で眠ることはない。

未婚者の性行為についても、これと同様の理屈が当てはまる。正式な結婚手続きを取っていない未婚男女が村内で同居している（男性方の家に女性が住み込む）場合、その家の主（未婚男性の父母）は村への「オリ」（40元）を支払う義務が生じる。未婚者の性行為自体は村外で行われる限りにおいては厳しく禁止されてはおらず、多くのラフの女性は男性に劣らず恋愛に積極的である。稲刈りが終わり、農閑期が始まる農曆8月ごろ、農作業の終わる夕方には水浴びをして身だしなみを整えた若い女性たちが連れだって出かけていくことは、よく見られる光景である。P村の若者が恋愛を行う場所は時代と共に少しずつ変わり、山神の祠の上方にある森、村の外の学校へと続く公道、3kmほど離れた村役場で毎晩開かれるダンス場、5kmほど

6) 辞書によるオリの英訳は、*customs, traditions, habit, rule, law, method, way* であるが、これらの他に、「オリを出す」「オリを渡す」といった用法がある。日本語でいう「誠意を見せる」といったニュアンスで、いわゆる賠償金のほか、精霊に働きかけて治病を行う呪医に渡される費用などもこれにあたる。語源はおそらく漢語の「礼 (li)」に接頭辞の *aw* がついたものと思われる。

離れた商店へと変遷を遂げているが、恋愛はすべて村外で夜に行われ、村内に持ち込まれることはない。夜はおしゃれをして恋に強気である女性たちが、昼間野良着を着て農作業に勤しんでいるときに、夜のうちに関係のあった男性から声をかけられても、返事することすら恥ずかしいものだそうである。

以上のように、村や家の空間配置の上で、未婚者と既婚者は分けられている。そして、外にいる未婚者を既婚者へと移行させ、社会的に承認するのが結婚である。

3. 結婚がつなぐ関係性とその変遷

中国に居住するラフの結婚に関する慣習は、中国が経験した激動の政治的・社会的変化に伴って様々な変化を経てきた。ここでは、ラフの結婚手続きの変遷と、結婚を契機としてつながれる人々の関係性について論ずる。

結婚は、ラフ語で「夫を求める/妻を求める *aw hpaw hui ve/aw mi ma hui ve*」と呼ばれる。「求める *hui ve*」という単語は、制度的な結婚のみを指すわけではなく、最も広義では男女のあいだに性関係がある状態を指す。しかし、それが村外で行われている場合は、ただ「友だちがいる *aw chaw caw ve*」「遊んでいる相手がいる *g'ui da ve caw ve*」と言われることが多く、「夫を求める/妻を求める」とは呼ばれない。この表現は、村外の恋人関係を越えて村内にその関係が持ち込まれるとき、すなわち、男性方親族による仲人「ツカパ *ci ka pa*」から女性方父母への結婚の申し込みや、婚礼に関する様々な取り決め、婚礼の実施、男女の同居などが開始したのちに用いられるようになる。

P村では、親が娘の配偶者を決めるという傾向が1949年以前は顕著であった。当時、村外で恋人関係にあった相手との結婚に親が反対する、ということも少なくなかったようだ。娘の結婚を巡って親や親族が考慮するのは、まず「ト *taw*」と呼ばれる妖術を持つ筋の忌避であった。そのため、近い間柄同士での結婚が望まれ、なかでも交叉イトコ婚は最も理想とされ、「兄弟と姉妹の子の結婚（オウバオヌマヤ結婚）」という特別な名が付いている。また、娘の将来の居住地における土地の大きさも重要な問題であった。相続すべき固定的な土地がそれほどなかった開拓型焼畑耕作の時代⁷⁾にはおそらく考慮されなかった土地の大きさと豊穰性は、定住化と水田への依存の高まりに伴い、配偶者選択における重要な問題となった。しかし、集団

7) ラフは焼畑耕作に従事し、ひとつの場所に長く定住しなかったとされる [Walker 2003]。瀾滄県においても、民国21年の報告に、水田面積の少なさと頻繁な焼畑移動のために耕地の統計が取れないと書かれている [《瀾滄拉祜族自治县概況》編写組 2007: 123]。P村においては、河原の段丘では国民党時代から水田が行われていたが、それ以外の場所では水田が開墾されておらず、焼畑が中心の世帯も多かったという。「国民党の時代は土地が広く、自分でどこかの土地を用いたければ用いることができた。男子が多く農業をがんばることのできる者は豊かになった」(70代男性)という話が聞かれた。

農業時代には、土地の公有とともに、親が子の結婚に介入することが少なくなっていったようである。合作社時代末期に結婚したある女性は、「まさかそれぞれの土地を持って暮らす日が来とも思わずに、声をかけてきた男性とそのまま結婚してしまった」と語る。1978 年の改革開放と家内生産責任制の導入によって土地が再び分配されたのちは、娘の配偶者の土地の広さを親が考慮する姿勢も少しは見られたが、ハイブリッド米や農薬の導入によって単位面積当たりにかかる労働力が低下しつつあることや、1990 年代後半から起こった若年層の出稼ぎの増加によって、単純に土地の広さだけでは結婚相手の善し悪しを判断できないようになってきている。現在では若者同士の関係に基づく結婚が主流であるが、末子相続の傾向があるため、親の扶養を期待される子の結婚については他の子に対するよりも親からの介入が強い。

ラフの婚礼は複雑で決まり事が多い、というのが P 村の人々の共通した意見である。仲人ツカパによる結婚申し込みの際に必要なとされる礼品、そのときに語らなくてはならない言葉、婚礼の日に行うべき細かな手続きについての話は尽きない。両家の家の家神に「頭を下げる *o k'o pui ve*」という儀礼手続きも欠かせないものであり、その際に老人たちが語る結婚の心得は非常に長く、わざと椅子を用意されずに「頭を下げ」させられる新郎新婦は足がしびれて非常に辛いのだという。このような結婚を巡る手続きには村ごとに細かな違いがあるが、基本的な手続きを単純化すれば、① 仲人ツカパによる求婚と、婚資と日取りの取り決め、② 婚礼当日に両家で行われる儀礼手続き「頭を下げる」、③「ケチャウエ *kheh ca ve*」と呼ばれる豚の饗応による披露宴、からなる（表 1）。⁸⁾ ② と ③ で構成される婚礼自体は全部で三日間行われ、一日目に女性方で「頭を下げる」と大きな披露宴ケチャウエを行い、二日目は男性方で「頭を下げる」と小さな披露宴を行い、その後三日目には両家の親族が女性方に集まり、「姻族を認

表 1 ラフの基本的な婚礼の行程

日程・名称	手 続 き
ヤミナウエ <i>ya mi na ve</i>	① 男性方の仲人ツカパが新婦父母に対して結婚の希望を伝える ・合意ののち、婚礼の日取りと「過礼（婚礼でふるまう豚肉や米、酒など）」の量を相談する
婚礼一日目	・新郎と新郎方親族、新婦宅へ向かう ② 新婦宅の家神に対して新郎新婦が「頭を下げる」 ③ 新婦宅で豚をつぶしての披露宴「ケチャウエ」
婚礼二日目	・新婦と新婦方親族、新郎らと共に新郎宅へ向かう ② 新郎宅の家神に対して新郎新婦が「頭を下げる」 ③ 新郎宅での食事（小さな披露宴）
婚礼三日目	・新郎新婦双方の父母及び親族が両家を訪れあい、「姻族を認識する」

8) Walker は、本稿で述べるような「頭を下げる」行為は中国側に顕著に見られ、漢族の影響ではないかと指摘している [Walker 2003: 477-478]。タイやミャンマーのラフの婚礼では「頭を下げる」は行われず、重要なのは「水を飲む」手続きのようである。「頭を下げる」事例を考えるためには、家屋の形態や家神の位置づけなど論ずるべき点はまだ多いが、それらについては別稿を期したい。

識する *haw zeu ve*」と呼ばれる顔合わせが行われる。

しかし、そのような華やかな婚礼が常に行われてきたわけではなかった。集団化以前の婚礼は、現在行われるのと同じように、男性方から差し出された豚をつぶす盛大なものが多かったという。女性方が招待した親族たち全員が満腹になるだけの豚肉を用意できないと、男性方親族はなじられたそうである。しかし、集団化ののちはそのような盛大な婚礼を行うことが不可能になり、「煙草を飲む結婚」（その日だけは草煙草でなく配給制の紙タバコを吸う贅沢からそう呼ばれた）や、「歌を歌う結婚」（共産党を礼賛する歌を歌った）などが行われた。この時期は、家神の祭壇そのものが封建迷信として破壊され、家神に「頭を下げる」という手続きを欠く婚礼がほとんどだった。婚礼の際に夫婦生活の心得を語る人間も、村の長老たちではなく共産党幹部であったという。

改革開放の始まる 1980 年代ごろからは、婚礼は徐々にかつてのように戻っていった。披露宴も、歌やタバコから、豆のスープを飲む結婚、豚をつぶす結婚へと少しずつ豪華になっていった。集団化時代に禁じられた家神の祭壇も復活し、家神に「頭を下げる」手続きも行われるようになった。集団化時代に結婚した親から生まれた子らの結婚においては、「親が“頭を下げる”ていない家の家神の祭壇に子が“頭を下げる”ことはできない」ために、親たちが結婚十数年ののちに改めて家神に「頭を下げる」手続きを行うという対応も見られた。経済発展に伴い、披露宴でふるまわれる食材には変化が見られるようになってきたが、あくまでも重要視されるのは豚の大きさであり、「豚を分けて食べる *va pa ca ve*」という言い方で婚礼を呼ぶ人もいる。「過礼 *gaw li*」と漢語を借用して呼ばれる男性方から女性方への婚資の品には、基本である豚、酒、米、薪から、茶、タバコ、糯米、豆、銀の耳飾りなどまで経済状況に応じて様々なものがあるが、最も重要なのは豚である。しかし、「分けて食べる *pa ca ve*」という言い方からも推察されるとおり、この豚は婚礼の際に共食されてしまい、その後新たな夫婦やあるいは女性方父母に残される財としての価値はない。さらに、豚は常に男性方親族から女性方親族に渡されるべき婚資と言えるわけではなく、婚礼参加者が多く豚肉が満足に用意できない場合、夫方だけでなく妻方からも豚が差し出されることも稀にあったそうである。このような結婚に際する婚資は、後述する遠隔地婚出において漢族男性から父母に対して支払われる数千～数万元の金銭に比べてはるかに安価であった。

婚礼三日目に行われる「姻族を認識する」という手続きは、一日目、二日目に行われる「頭を下げる」や披露宴ケチャウエほどの華やかさはないものの、結婚に伴う親族関係の広がりを捉える上で興味深い。竹編みの四つ角のテーブルを両家の親族が囲み、仲人ツカパが男性方親族とそれぞれの親族呼称を紹介する。その後、新婦の兄あるいは母方オジが、女性方親族とその親族呼称を紹介する。男女の結婚によって双方の親族は「オチュオカ *aw ceu aw hk'a*（姻族を含む広義の親族。直訳すれば“ひとつの種類、ひとつの筋”）」になり、「今後は、出会って

も他人のように“おじさん”などと呼びかけてはいけないよ。これで我々はオチュオカになったのだから、それをきちんと認識して、互いを呼び合わなくてはならない」と諭され、この結婚によって変化する親族呼称を確認しあう。新郎新婦にとって、結婚相手の親族呼称は自らのものとなる。つまり、配偶者がそれぞれの親族に対して用いる親族呼称は、自らも同じように用いなくてはならない。新郎にとっての伯父は新婦にとっても伯父であり、新婦にとっての弟は新郎にとっても弟である。唯一、男女のあいだで呼称が異なるのは、舅と姑、つまり配偶者の父母への呼称である。新郎の父/母に対しては、新婦は「父/母」ではなく「私の祖父/私の祖母」と呼ばなくてはならない。新郎もまた、新婦の父母に対してそのように世代をひとつ飛び越えた呼び名を用いなくてはならない。

婚礼を挙げたのちの男女は、女性方父母のもとで3年間の労働奉仕、その後男性方父母のもとで3年間の労働奉仕、その後男女がひとつの家を建てて独立するという居住形態の変遷を伴うのが理想とされていた。そのため、子の多かった時代は、複数の子とその配偶者が一軒の家を出たり入ったりするサイクルが常態であったという。しかし、このような結婚後の双方への労働奉仕の習慣は、1955年から開始された土地改革⁹⁾と、それに続く合作社の設立と集団農業の開始に伴い行われなくなっていった。共同の土地を共同で耕し、個人の労働に応じた労働点数制が取られるようになると、誰かの土地に対して労働奉仕するという発想や行動そのものが成り立たなくなった。その後、1980年代に土地が再分配され、生産責任制が導入されたことによって、ムコ・ヨメによる労働奉仕の習慣は復活するが、現在では計画生育政策によって出産可能人数が二子のみに制限されているため、労働奉仕に伴う子らの多重居住状況はほとんど起こらず、結婚後すぐに女性が男性方に住みに行くという形態が採られることが多い。

ラフは、世代を超えて継続する親族集団を持たないため、男女の結婚は非常に多様な関係性を生み出す結節点である。結婚によって男女の親族が双方向的に「オチュオカ」あるいはより親しい名称である「オウィオニ *aw vi aw ni* (キョウダイ)」として認識されるのみならず、男女は双方の親族に対して「オウィオニを認識する」ことが「オリ (礼儀)」として求められる。これは、農繁期の労働力の提供、諸儀礼への参加、日々のちょっとした食材の提供などが同居の有無に関わりなく期待されることを指している。自ら及び他者の結婚を結節点として双方向的・重層的に拡大するこれらの関係群は、最大公約数として「我々はみんなオウィオニだ」といった言説を生み出し、ほぼ無限に拡大していくように思えるが、「オウィオニは三代経てば他人になる」という物言いによって切断もされる。実際にはこの「三代」も流動的なものであるが、心情的に親しくしたい間柄の者を除けば、三代経てばオウィオニに対して行うべき諸義

9) 社会主義改造を意図した土地改革では、西南辺境地域においては「和平協商土地改革」や「直接過渡土地改革」などの寛容な特別措置が採られていた。P村を含む一帯は、直接過渡土地改革の対象であった。

務（儀礼への参加、労働交換など）から解放されるといった意味合いである。

このような、結婚を通じて双方向的に形成される「オウィオニ」や「オチュオカ」関係という点から見れば、どこの誰とも分からない外地漢族男性との遠隔地結婚は、通常の結婚とは大きく異なる断絶を伴うものである。シェインがミャオ族の事例から述べるように [Schein 2005: 66]、漢族との遠隔地結婚が姻戚関係を結ぶことはほとんどなく、女性は生家の重層的な関係から切り離されて漢族世界に飛び込むことになる。

4. 離婚・自殺・駆け落ち

ところで、このような結婚に基づく関係の結びつきが強いほど、離婚は困難になる。ラフの結婚の安定性には地域ごとに大きな差異が存在し、瀾滄県南部や耿馬県、またタイのラフのあいだでは、離婚が非常にたやすく行われ、「一人、二人の夫を持ったことのある女性は珍しくない」[雲南省編輯組 2009: 31]と言われる。しかし、瀾滄県北部では離婚が困難だとされる例が複数報告されている [Ma 2013; Du 2003]。P村においても、「親が離婚させるのでないかぎり、子どもは離婚できない」というのがかつての通説であった。P村でこれまでに起こった離婚は、遠隔地婚出を除けば、1980年代以前では1960年代に3件、70年代に3件のみである。これらの離婚はいずれも賠償を伴わず、両親の話し合いを経て承認されたという。¹⁰⁾ このような結婚に際する親の介入と離婚の困難さ故に、ときに離婚したくとも叶わない事態が起こりうる。そのような場合に、他の異性との駆け落ちや自殺を図る者もあり、このようなストーリーはラフのポップミュージックのテーマになるほどである。¹¹⁾ 特にP村を含む瀾滄県北部一帯のラフ族の自殺率の高さは群を抜いており、自殺の原因と対策を把握するための調査隊が組織されるほどであった。¹²⁾

ところで、自殺や駆け落ちを語る際に、後述する遠隔地婚出との連続性が語られる場合があることは注目に値する。既婚の娘を持つある母親は、娘の結婚について、「本当はあんな貧しい男と娘を結婚させたくなかったけれど、もし反対すれば娘が漢族のところに逃げてしまうか、それとも自殺を図るのではと心配してしぶしぶ了承した」と語ったが、これは、遠隔地婚出や自殺が、村のしがらみからの「逃避」の方途のひとつであることを示している。遠隔地婚出を表現する際にしばしば用いられる「ポイ *hpaw-e* (逃げる)」という動詞は、遠隔地婚出だけでなく駆け落ちを指す言葉でもある。また、「昔は夫婦げんかが起こってもポイする場所もなく、

10) 言説レベルでは、離婚を希望した方が賠償を支払うべきだといわれるが、近い間柄同士の結婚である場合は親同士の話し合いで免除になることも少なくないようである。

11) 中国のラフ族歌手である雅八（漢語名は胡曉華）の作曲した『別傷心，女孩』という曲のなかに自殺を仄めかす表現がいくつか見られ、筆者の調査当時P村の村人たちが歌っているのを時折耳にした。

12) ラフの自殺に関する調査報告は [顧他 1995; 李他 2005] を参照のこと。

自殺する者が多かったけれど、最近はポイするところがあるので自殺する者は少なくなった」と語る人もいる。もちろん、自殺した者にその要因を尋ねることは不可能であり、実際にはこのような単純な図式で自殺と遠隔地婚出との関係を説明し尽くすことはできないが、ラフ女性自身が遠隔地婚出と自殺をこのようなかたちで結びつけているのは示唆的である。

整理しよう。ラフ村落において、山神や家神の規範は未婚者と既婚者とを隔て、村や家の外にいる未婚男女の関係性を村内に持ち込むのが結婚＝「夫を求める/妻を求める」という契機であった。婚礼の規模は時代によって変化してきたが、男女の結婚によって親族関係は双方向的に結ばれ、男女は生家の父母に対しても婚家の舅姑に対しても労働奉仕などが求められる。その一方で、離婚が困難であるという側面は、夫婦関係に深刻な問題が起こった際のストレスを高める。そのようなストレスとしがらみから逃れる方途のひとつとして、かつてから存在した自殺や駆け落ちの延長線上に、女性の遠隔地婚出という選択肢が登場してきたという語りが存在する。では、女性たちは、外界からもたらされたヨメ探し男性という新たなアクターに対して、どのように応じてきたのだろうか。そして、その現象は村人たちにとってどのように見なされてきたのだろうか。

III ラフ村落における遠隔地婚出の変遷

1. 「ヘパ（漢族）とポイする（逃げる）」

女性の遠隔地婚出を、ラフの人々はしばしば「ヘパとポイする *Heh pa geh hpaw-e ve*」という言葉で表現する。「ヘパ *Heh pa*」とは漢族のことであり、「ポイする *hpaw-e ve*」とは逃げる、飛び出すという意味である。「ヘパ」とは漢族一般を指す言葉であり、通常は県域に住む役人や町に住む商人たちが、彼らが出会う典型的な「ヘパ」である。ところが、「ヘパとポイする」という定型句が語られるときには、通常ならば含まれるはずのこれら近隣の漢族は含まれず、あくまでどこか遠いところからやってきたヨメ探しの漢族男性を指す。実際にはそれが民族登記の上では漢族でないこともあるが（筆者の調査時に“ポイ”したある女性の結婚相手はイ族であった）、それらは特に考慮されず、どこか遠い「北のくに（しばしば“ヘパのくに”と表現される）」からヨメ探しにやってきた男性はすべて「ヘパ」と総称される。

次に「ポイ *hpaw-e ve*」という動詞について説明する。ラフ語の語彙のなかで、移動を表す動詞には「行く *k'e ve*」や、それにさらに動詞を加えた「結婚しにいく *hui k'e ve*」「働きにいく *g'a ga k'e ve*」などがあるが、女性の遠隔地婚出を指す場合に「逃げる、飛び出す *hpaw-e ve*」という動詞がしばしば用いられることは注目に値する。「ポイ」は、家出や駆け落ち、政治・経済的理由による国外逃亡、叱られた人間が怒ってその場を立ち去ること、また、恐怖や驚きで魂が身体から飛び出すことなどを指して用いられる動詞である。「ポイ」という言葉に

は、それまで置かれていた位置からの逸脱や断絶が含意されており、女性の遠隔地婚出は、村人たちにとって村との断絶を伴う逃亡だと見なされていることがこの言葉から窺える。「ラフの女はヘパとばかりポイする」という語りは村に暮らすなかでしばしば聞かれ、揶揄のニュアンスで言われることも多い。

しかし、必ずしもすべての遠隔地婚出が「ヘパとポイする」と呼ばれるわけではない。「ポイ」という言葉が突然の消失や逃亡といった含意を持つのに対し、女性のなかには、「彼女はポイしたのではなく、ヘパの夫を求めに行ったのだ」と表現される者もいる。そこには「喜んで *ha leh leh*」「喜び合って *ha leh da leh*」といった形容句さえ付加される。これらの表現ははっきりと言いつけられているわけではなく、状況や話し手によって変化する、女性の行動への評価と見なすことができる。ここでは、「ヘパとポイする」現象も「ヘパの夫を（喜んで）求めに行く」現象も共に遠隔地婚出という名で呼び、これらの表現の違いが何に基づくものなのか、その変化がどのように起こってきたのかを考察の対象とする。

2. 遠隔地婚出の時代変遷

P村の人口は、2010年から2011年の筆者の調査時においておよそ67世帯・246人であったが、遠隔地婚出を経験したことのある女性は実に53人にのぼる。遠隔地婚出の変遷は、図1のようになっている。

P村の遠隔地婚出は、1988年に発生した瀾滄大地震の発生をひとつの契機としている。瀾滄大地震はマグニチュード7.6級の大地震で、県内で死者654人を出す大災害であった。P村の被害も甚大で、土壁・草葺きだった当時の家屋のほとんどが倒壊してしまった。そして、地震後の1988年から1989年ごろ、倒壊した道路の復旧工事のための漢族労働者が、村のそばの

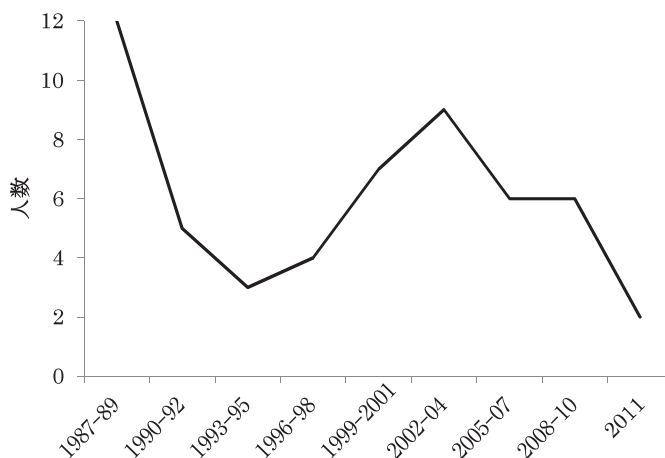


図1 P村における女性の遠隔地婚出の変遷
出所：筆者の調査による。

道路沿いにテントを張って住み着くようになった。そこで彼らと接触し、彼らに声をかけられてついていくラフ女性が急増した。地震による親の死、生活基盤の崩壊を憂えて、遠隔地婚出の斡旋を行っている町の仲介者の噂を聞きつけて自ら町に赴く女性もいた。瀾滄県内の他のラフ村落では地震以前からすでに女性の遠隔地婚出が起っていた地域もあるそうだが、P村においては地震が大きなきっかけのひとつとなっている。この時期に遠隔地婚出した者は、親の叱責を恐れ、親に何も告げずに突然姿を消すことがほとんどだったという。ところが、その波が収まった1990年代初頭になると、徐々にヨメ探し目的の漢族の男性（以下、ヨメ探し漢族男性）が村の中に出現するようになった。村に最初にやってきたヨメ探し漢族男性は、公道に一番近い家に住む目の見えない未婚女性と、村内に暮らす足の悪い女性をヨメに欲しいと言って、それぞれ2,000元と600元を親に手渡したそうである。ちょうどそれと前後するように、先に遠隔地婚出した女性が実家に里帰りをし、親戚や友人の女性を連れて行くというかたちでの遠隔地婚出も登場することとなる。これらの女性たちはヨメ探し漢族男性を村まで連れてくことも多く、村内をヨメ探し漢族男性が歩き回るといふ風景もよく見られたそうである。この時期は、村から出稼ぎに行くラフ男性が登場するところとも重なっている。ヨメ探し男性の姿が実際に目に見えるようになってきただけでなく、父母に対して巨額の金銭が支払われるようになったことで、遠隔地婚出への抵抗は徐々に少なくなり、婚出女性はいなぎ登りに増加する。ピークは2000年ごろで、一年に何人もの漢族男性が村を闊歩し、親に金銭を渡してラフ女性を連れて行くようになったそうである。授受される金額は、90年代には3,000元から6,000元だったが、2000年を過ぎてから一万元を超えるようになっていった。当時、女性たちの多くは漢族地域に憧れ、「ヘパのくに」の様々な噂が飛び交ったという。村に住む30代の女性は、「ヘパのところに行った女性は、行く前は日に焼けて真っ黒だったのに、帰ってきたときには肌も白く、いい服を着ているので、そういうのを見ていると私も行ってみたいと強く思ったものだ」と語る。また、1999年に遠隔地婚出をした女性は、「当時は、ヘパが村にやってきて、その見た目がちょっとでもいいと、私が行く、いや私が行くといって、見えないところでラフの女たちのあいだで取り合いになったものだ」と笑い混じりに語る。その一方で、来訪した漢族男性が容姿などの点で女性たちに気に入られず、女性を得られずに帰っていく例もあったそうである。この頃は、娘、親、仲介者、ヨメ探し男性の思惑が交錯し、遠隔地婚出がいなぎ登りに上昇する時期であった。

ところが、女性の流出が甚だしいことに危機感をもった公安が、2008年ごろにヨメ探し目的の漢族男性の来訪を制限するという対処を取り始める。¹³⁾ 瀾滄県から村へ続く公道の途中に

13) 2008年、「中国反対拐売婦女児童行動計画（2008-12年）」が公布され、特に女性や児童の流出元と流出先地域の公安に警備強化の協力を呼びかけている。

表2 P村の遠隔地婚出女性の婚出先

(単位：人)

山東	江蘇	河南	安徽	湖北	湖南	江西	広東	広西	四川	雲南
4	7	3	6	1	1	6	4	1	4	6

出所：筆者の調査による。

表3 ラフ族の男女別全国分布状況（雲南省除く）2000年度

(単位：人)

	男	女		男	女
全国	234,144	219,561	山東省	69	1,334
北京市	9	19	河南省	88	1,063
河北省	13	76	湖北省	8	22
山西省	7	28	湖南省	27	453
内蒙古	13	22	広東省	26	324
江寧省	6	8	広西自治区	38	27
吉林省	5	7	海南省	2	1
黒竜江省	0	0	重慶市	51	408
上海市	8	30	四川省	59	453
江蘇省	29	581	貴州省	29	53
浙江省	17	289	西藏自治区	13	6
安徽省	29	190	陝西省	1	43
福建省	4	22	甘肅省	9	1
江西省	1	11	新疆ウイグル自治区	13	15

出所：国務院人口普查辦公室 国家統計局人口和社会科技統計司 [2002: 30] より筆者作成。

は定期的に検問が設けられて、省外から来たと思われる男性に対して尋問が行われるようになった。その結果、ヨメ探し男性自身が村を訪れることはほぼ不可能になり、代わりに女性を移動させる様々な仲介者の役割が強まったと言われる。2000年ごろのピークを過ぎたのち、取り締まりの強化にともないP村からの婚出人数は減少している。

女性の婚出先の特徴は、沿海部大都市地域のちょうど後背部に位置する農村である。P村から婚出した女性たちの婚出先の内訳は表2のとおりであるが、これは、センサスに見られる全国的なラフ女性の居住地分布とも大枠において合致する（表3）。全国分布に比べてP村からの婚出先に江蘇省・安徽省・江西省が多いのは、後述する仲介者ネットワークと関わりがある。すなわち、友人同士のネットワークを用いて婚出する女性たちは、一カ所に集中して婚出する傾向があるからである。

3. 仲介者の役割

女性の遠隔地婚出を語る上で欠くことができないのが、様々な仲介者のネットワークである。山東省や安徽省、江西省の漢族男性が、なんのつてもないままに雲南省を訪れてすぐに女性に

出会えるわけではなく、すべて誰かの媒介によって成り立っている。分析上、それらの仲介者を①漢族仲介業者、②ラフ男性の「紹介者」、③女性同士のつながり、の三つに分けて記述する。

第一に、①の漢族仲介業者であるが、これは瀾滄県内の町に住み、商売などを行いながら、ヨメ探し漢族男性の滞在先の提供、女性の斡旋などを行う人物を指す。これについては馬の研究に詳しく、女性の戸籍登録書と結婚状況証明書などの手続きを代行するアクターである彼らは地方役人と結託しており、双方の利益になるよう仲介料を取ることで成り立っているそうである [Ma 2013: 146-152]。筆者は調査中に仲介業者に出会うことはできなかったが、P村から婚出する女性たちの多くがホテルの女性経営者を通じて省外に婚出していたことから、この漢族女性がそれと推察される。これらの漢族仲介業者のところにヨメ探し漢族男性がやってきて、そこにいる複数のラフ女性のなかから気に入った女性を選んで漢族仲介業者と交渉するという手続きが採られるそうである。この場合、女性の父母や親族に対してヨメ探し漢族男性からの金銭が渡されることはほとんどなく、仲介業者がすべての金銭を手にする。馬の報告による具体的手続きとしては、遠隔地婚出を希望する女性が、戸籍登録書と結婚状況証明書の取得のための費用として郷政府の役人に1,000 元を支払う。そして、さらに結婚登録の申請費2,000 元を支払う。各書類の所得のための諸手続は仲介業者が行い、手続き費用は総額8,000～1 万元かかるそうである。そうして女性たちは「合法的」に婚出させられるという [ibid.: 148]。馬はこの費用を女性が支払うかのように書いているが、実際には女性を求めるヨメ探し漢族男性が支払っているのだろう。しかし、現実にはこのような手続きをすべて踏んで出て行った女性の方がむしろ少なく、手続きの省略や不履行が様々な問題とほころびを生み出している。

第二に、このような漢族仲介業者の下位に位置づけられるものとして、主にラフ男性で構成される「紹介者 *kai shao pa*」がいる。彼らは出稼ぎ経験者など漢語を解するバイリンガルである。彼らはしばしば漢族仲介業者の末端に位置し、遠隔地婚出を希望する女性を漢族仲介業者のもとに送り込み、あるいは漢族仲介業者のところにやってきたヨメ探し男性を連れて女性を探しに行く。なかには、それらのつながりをほとんど用いず、遠隔地婚出をした自らの親族女性のつながりを用いて斡旋を行う者もある。彼らは漢族仲介業者とは異なり直に村を訪れるため、婚出が成立した女性の父母にもヨメ探し漢族男性からの金銭を一部渡すことが多い。彼らは「くに出る者 *mvuh taw mi taw pa*」と呼ばれ、しばしば邪術から身を守る術を学び、禁酒などのタブーを持つ。話し上手な者が多く、なかにはカムコと呼ばれるラフの即興の長唄を歌って女性たちを虜にする者もある。このような人物は、P村周辺のどの村にも2～3 人は存在しており、実際に村人たちが対面する機会が多いのは上述の漢族仲介業者よりもむしろこの「紹介者」たちであった。

第三に、女性の遠隔地婚出に非常に重要な役割を果たしているのが女性同士のつながりである。先に遠隔地婚出した女性が、里帰りの際に新たに友人や親戚の女性を連れて行くという事例は現在でも後を絶たない。先駆者女性たちは、言葉も分からない漢族地域での生活を送るなかで「あともう一人ラフ語で語り合える友だちがいたらどんなにいいだろう」と感じ、後続者女性たちも、行き先や相手の不明な漢族仲介業者より、友人や親戚のつながりの方をより信頼することが多い。結果として、ひとつの地域に同一村出身のラフ女性たちが集中して婚出していくという現象が起こっている。これには仲介料が介在しないか、漢族仲介業者を介するよりずっと安価であることが多く、ヨメ探し漢族男性が先駆者女性の里帰りの交通費を出すという形態を取ることが多い。そうすれば、先駆者女性たちは里帰りの契機を得ることができ、ヨメ探し漢族男性は見知らぬ仲介業者よりも確実に女性に出会うことができるからである。

以上、仲介者を三つに区分して論じたが、実際にそれらの境界は曖昧であり、それぞれが緊密に連携している場合もあれば、ばらばらである場合もある。②の「紹介者」がラフ族でなく漢族男性である場合もあり（そもそもバイリンガルやハーフなどの点において、ラフと漢族の境界線はかなり曖昧である）、彼らが①の仲介業者に近いほど斡旋の規模を拡大することもある。いずれにせよ、女性が「ヘパとポイ」したいと思えば、必ず「ヘパのくに」へと開かれていくような複雑に張り巡らされたつながりがそこかしこに存在すると言ってよい。

これらの仲介者は、ラフ女性たちに「ヘパのくに」の素晴らしさを語り、強い憧れをかき立てる存在である。「ヘパのくに」では市場の近くに住み、農業をせず毎日家のなかで過ごしているらしい」「出産ののち、ラフは12日経てば野良に出なくてはならないが、漢族は一カ月ゆっくり休み、肉ばかり食べているらしい」といった語りは、筆者の調査中にラフ女性たちの口からしばしば聞かれた。このようなイメージの多くは、遠隔地婚出を斡旋する諸仲介者の語りによって形成されたものである。ラフ女性にとって「ヘパのくに」というのは、具体的な地名を伴わない、美化された都市の暮らしをイメージさせる憧れの世界であった。これはまさに、政治・経済的優位の上に文化的優位を重ね合わせたファンタジー [Del Rosario 2005] だと言えるだろう。

4. 遠隔地婚出は結婚か

以上、P村での遠隔地婚出の変遷を概観した。これらの女性たちの行動について、村に残る人々のあいだに表現の差があることは興味深い。1980年代以前には漢族との結婚がそもそも稀であった当該村において、震災後の苦しい生活から逃れるための婚出は、村人たちにとっては女性の突然の消失という怪奇現象であった。彼女たちの行動は、「道路を造る者たちと共に行った *ya kaw te pa hk'a si k'e ve*」や、「ヘパとポイした」と語られる。ところが、90年代から2000年代半ばには、多くのヨメ探し漢族男性たちが直に村を訪れるようになったことで、「ポ

イ」という表現は減少していく。その代わり、「夫を求めに行った」という表現がなされるようになる。これは、通常のラフ同士の結婚の際に語られる「夫を求めに行く *aw hpaw hui k'e ve*」と同様の表現である。この時期には、父母に対する金銭の支払いが起こったことに加えて、ラフの結婚手続きのうち披露宴に近いものを開催する家が現れてきたという特徴がある。豚一頭をつぶすほど大規模なものではないが、購入した豚肉で豪華な料理を作って近しい親族を呼んで食べたり、あるいは町に出かけて料理店で食事をして送り出したそうである。これらの行動を「披露宴 *kheh ca ve*」と呼ぶ人はいないが、「喜び合って共に食事をする」などの表現がとられる。なかには、村を離れる前にラフの家神の祭壇の前で二人に「頭を下げ」させるという行動を取るものまでいたそうである。この時期は、遠隔地婚出が単なる村外の関係ではなく、村内の関係に一部踏み込んでいたという意味で、最もラフの結婚に近い形態を取った時期だと言えるだろう。仲介業者が介在するとは言っても、すぐに女性と引き合わせるわけではなく、ヨメ探し漢族男性たちはしばらく村に滞在して自由にラフ女性に声をかけ、そうして女性の同意を得たのちに父母に相談するというかたちを取っていたそうである。

ところが、その後、公安がヨメ探し漢族男性の来訪を制限したことで、女性が婚出を決断する以前に漢族男性に出会うことは不可能となる。この頃には、遠隔地婚出によってすでに未婚女性の総数そのものが減少しつつあったこともあり、遠隔地婚出を望む女性の多くがラフ夫とのあいだに問題を抱える既婚女性に置き換わってきた。図2のグラフが示すように、ちょうどこの頃から、婚出以前に既婚であった者の遠隔地婚出が、未婚者のそれを上回るようになる。これらの女性が「夫を求めに行った」と言われることはなく、すべてが「ポイ」と表現されるのは、ラフ夫やラフ社会からの「ポイ＝逃亡」だと見なされているからである。遠隔地婚出を

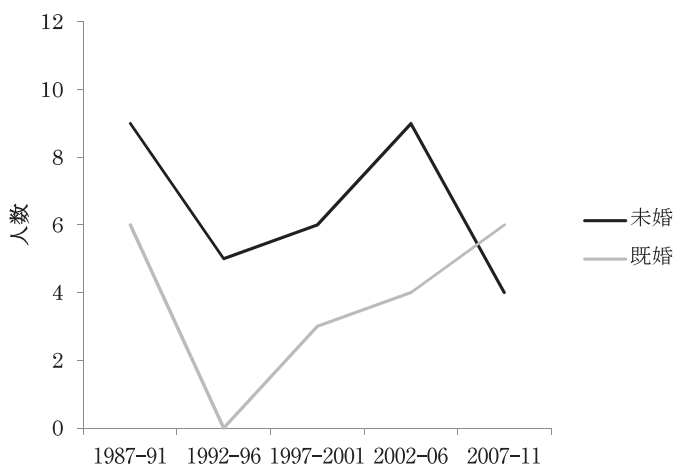


図2 P村における既婚・未婚別遠隔地婚出女性の状況
出所：筆者の調査による。

規制しようとする政府の対策によって、その思惑とは逆に遠隔地婚出は一層アンダーグラウンドなものとなり、仲介業者の役割をむしろ強めている。

ところで、ここで思い起こされるのは、「ボイ」という動詞が、駆け落ちを指す言葉と同じであるという事実である。¹⁴⁾ 夫を捨てて、あるいは親の望む結婚を拒否して村外に逃亡するこれらの行動は、いずれも「ボイ」という言葉で表現される。しかし、P村においてこれまでに発生した駆け落ち（8件）は、すべて1990年代以降に起こっている。つまり、そもそも存在した駆け落ちの延長線上に遠隔地婚出が位置づけられているのではなく、遠隔地婚出と同時並行的に駆け落ちが増加してきたのである。そうして、ラフ同士の結婚は不安定化し、男女のあいだに緊張関係を生んでいる。

IV 変わる結婚の位置づけ

遠隔地婚出の増大によって、ラフの村落で曖昧になり、議論されるようになってるのが、「夫を持つとはどういうことか」という問題である。遠隔地婚出の増大に伴って、現在のラフ村落では未婚女性が減少し、男性余りの状態が続いている。まさにヨメ不足の玉突き現象である。それは結果として、女性の配偶者選択の幅を大きく拡大することになっている。また、既婚女性の遠隔地婚出の増大によって、従来「夫を持つ/妻を持つ」という言葉で語られていた結婚は、非常にあいまいで簡単に反故にされるような不安定さを孕むものになっている。そういった状況のなか、人々は「夫を持つこと/妻を持つこと」をいかに再定位しようとしているのだろうか。

1. 「夫を持つ」とはどういうことか

II章で述べたように、ラフの村落・家屋の内外において、未婚者と既婚者の性行動は隔てられている。「男の家に入った¹⁵⁾ことのある女には、他の男は声をかけなかった。家に入ったからには、もう“夫を持った”ものと見なされたから（40代男性）」だったそうである。ところが、近年では、ヨメ不足の進展のなかで、女性を確実に自らの近くに置いておくために、未婚の女性を家に招き入れ、同居をはじめめる若いラフ男性が増えてきている。婚礼を行わず、結婚証も作成していない頃から長らく同居を行う男女に対し、村長や「婦女」¹⁶⁾の役職に就く者た

14) ラフと同じく雲南省の少数民族であるナシ族の遠隔地婚出について、チャオはかつてナシ族のあいだで頻繁に行われていた駆け落ちとの関わりから分析を行っている [Chao 2005]。

15) 単に家屋に立ち入ることではなく（それすらも未婚女性は恥ずかしがることが多いが）、宿泊やそれに伴う性関係を指している。

16) 計画出産や子どもの成育に関する職務を担う。各村に置かれた役職であり、女性が担当する。

ちは、村の秩序を乱すことを防ぐための「オリ」として 40 元の支払いを家の主（多くは男性の父親）に求めている。それでも、婚礼を挙げず、結婚証も作成していない男女が同居することは増える一方である。P 村において、罰金を支払いながら同居を続けていた男性は 5 組（いずれも他村の恋人と同居）であり、これは筆者の滞在中に村内に暮らしていた 15-25 歳の若者が男性 10 人、女性 5 人であることを考えれば大きな数である。彼らは、婚礼も挙げず、結婚証こそ作成していないものの、同居をしているという点ですでにラフ語では「夫を求めた/妻を求めた」と言われ、呼称も少しずつ変化し、「〇〇のヨメ」や「〇〇の妻」と呼ばれはじめる。

ところが、このようにすでに男性方の家に入ったのちであっても、新たな恋人を見つけたり、遠隔地婚出を選択したりして、その関係を反故にする例も増えてきている（上記 5 組のうち 2 組、他村でも複数確認された）。彼女たちは、まだ結婚証を作っていないという点において法的には未婚であるため、男性方父母は、彼女との同居に関して村に罰金を支払ったにもかかわらず、彼女を強く拘束することはできない。そのような女性たちは、「すでに夫を持ったことがあるのに、何人の夫を持つつもりか」といった陰口の対象となるが、女性たち自身は相手の男性や男性宅での生活がいかに期待に添わないものであったかを語り、そのような男性と結婚しても意味がないことを強調する。

〈三妹の場合〉

2011 年当時 18 歳であった三妹は、二人姉妹の次女である。彼女の姉は近隣の村に婚出しており、彼女は親の扶養の期待をされる存在であった。彼女は隣村のラフ男性と恋をしており、ある日を境に彼の家に住むようになった。男性の父母は彼女に対して「我がオクマ（息子の妻）よ」と呼びかけるようになり、そのまま数週間彼の家に寝泊まりしていたという。男性方親族たちは三妹のことを気に入り、三妹の父母に再三結婚の希望を伝えていた。三妹の父母は、自らの扶養者として彼女に期待していたため、婚後の居住についての相談をしたいという旨を相手方に伝えていたが、ある日突然三妹が生家に帰ってしまう。母親がたしなめるも、「舅が口うるさいから彼とは結婚したくない」と言い、のちに他の男性と共に出稼ぎに行ってしまう。母親は何度も娘に電話をして帰ってくるように伝えたが、帰ってきても再び出稼ぎを繰り返すばかりであった。両親は彼女の新たな恋人の生家が非常に貧しいために結婚に反対しており、現在も二人は出稼ぎをして暮らしている。

彼女のこのような行動に対して、村のある 60 代男性の語ったところによれば、「俺たちの時代は、女性は恥ずかしがって減多なことでは男の家には入ろうとしなかったものだ。しかし最近の女性は“心臓が大きく”、男性の家が過ごしやすいかどうかを見にやってくる。そうして

しばらく住んだのち、気に入らなければまた帰って行ってしまう」とのことだった。また別の40代の既婚女性は、「私達の頃は、男性方の仲人ツカバが家に来て親に知らせてしまったら、断ってもいいなんて知らなかった」と語る。

次の例は、遠隔地婚出の機会を巡って表出する未婚女性のふるまいである。遠隔地婚出は女性にとって常に賭けとリスクを伴うものであるが、近年では携帯電話の普及や識字率の上昇に伴い、¹⁷⁾ 遠隔地婚出は片道切符の大冒険ではなくなりつつある。また、2007年から瀾滄県で開始された、農村を対象とした低保（正式名称は農村居民最低生活保障）¹⁸⁾ と呼ばれる巨額の補助金や、様々な保健サービスの拡充によって、「ヘバ（漢族）のくに」は絶対的な経済格差に基づく魅力を持つものというよりも、あくまでもひとつの選択肢としての位置を占めるようになりつつある。

〈ジューメイの場合〉

2011年の春節、遠隔地婚出女性の一人である二妹は生まれた娘を父母に見せるため里帰りをしていて。彼女の滞在中、漢族夫の兄から電話がかかってくるということがあった。30歳を過ぎても結婚相手がいない彼の息子のために、もし嫁いでもいいというラフ女性がいたら探してくれないか、という依頼であった。二妹は電話口で少し困った顔をして、「ひとまず探してみ、いい人がいたらまた連絡するね」と言って電話を切ったが、筆者に向かって「問題はラフの村にも紹介できるような女の子がいらないということなのよ」と嘆息した。村にはジューメイという快活な17歳の女性がいるため、彼女について筆者が話してみると、二妹はすでにジューメイには相談をしてみたことがあるという。ジューメイはそのとき「行ってもいいよ」と答えたが、「行ってみて、いいところだったらそこに残るし、もし嫌だったら帰ってくる」と気軽に言うのを聞いて心配になり、この話を取りやめたそうである。「ジューメイ自身だけでなく、ジューメイの母までが同じように、ひとまず行ってみて、嫌なら帰ってきてまた新しいのを探せばいいと娘に言い聞かせているのよ!」と二妹は語った。ヨメ探しを希望している男性が二妹の夫の近しい親族であるため、ジューメイのそのようなふるまいが二妹の人間関係に響くことを懸念してのことだった。

未婚女性たちが集まると、しばしば恋愛にまつわる会話が繰り返されるが、そこで語られるのは「そんなに早く結婚しても意味がない、色んな男性をよく見てから決めないと」という話題である。これは、遠隔地婚出女性たちのなかには帰郷の際に「何も知らず、恋愛をしたこ

17) P村の現在10代の若者は、男女ともほぼすべて初級中学（日本の中学校に相当）を卒業している。

18) [政協瀾滄県委員会 HP]

ともないのに、ヘパのくには過ごしやすいついてはただ家を出てしまった」と後悔混じりに語る者が存在することとも関連している。そうして配偶者の入念な吟味が行われるなかで、未婚者と既婚者を隔てていた村外と村内の境界線はときに乗り越えられ、従来なら「夫を持った」と見なされる行動が、女性たちにとってはそういった意味を含まずに行われるようになってきている。

また、遠隔地婚出を行った女性たちのなかにも、再び帰ってきて近隣村で新たな結婚相手を探すものが登場している（P村で10件）。多くの女性たちは、友人たちと連れだって里帰りをした際、昔のラフの恋人や新たに知り合った男性たちと酒を飲み交わし、村に残るべきかどうか逡巡する。漢族地域の経済的魅力的減少と、ラフ村落で進展するヨメ不足という状況下で、女性たちは残りたければ残ってラフ男性と再婚することができ、それが嫌になれば再び漢族夫のもとに戻る、ということが可能になりつつある。さらに、ラフ夫を捨てて遠隔地婚出を行った女性のなかには、遠隔地婚出の数カ月後、再び戻ってきて元夫との関係を再開するもの（調査中に2件）すら現れつつある。元夫は、元妻からの再婚の申し出を拒否したい思いがありつつも、それを凌駕するほどの女性不足との葛藤の中で、結局再婚を承諾することが多い。ラフ地域におけるヨメ不足は深刻で、近年では国境から比較的離れたP村においても、ミャンマー側に居住するラフ女性を配偶者として求める動きが起こりつつある¹⁹⁾が、中国国籍を持たないミャンマーのラフ女性との結婚においては出産後の子の戸籍登録が不可能であるため、筆者の調査時点ではあまり顕著には起こっていなかった。

このような状況が頻発するなかで、男性の家に入ること、婚礼を挙げること、結婚証の作成、などの手続きの、どの段階を以て「夫を持った」と見なすのかが不明確になっている。関係をすでに村内で取り結んでおきながら、それを再び反故にして新しい男性を探すラフ女性たちを、「いつまでもヤミハ *ya mi ha*（未婚女性）をしている」「夫を何人持つつもりか」とラフ男性たちは揶揄する。しかし、女性の母親たちのなかには、娘の行動をたしなめながらも、自分たちの身を振り返りながら「今のような時代に生まれていたら、私も村のなかに留まっていることなどないだろう」と語る者も少なくない。事実、従来なら未婚の娘の男性宅への居住は「すぐにでもツカパをよこさなければただではおかぬ」と女性の親たちを立腹させる出来事であるはずだが、親たちは、娘がよりよい生活のために配偶者選択に逡巡することを、口ではたしなめながらも大きく関与しないことが多い。娘の結婚が親たちにとって巨額の金銭を得る機会になりうることも関わっているだろう。結婚についてのあるべき規範をめぐる語りが強調される一方で、その現象に対応し、そこから得られる利点を最大化しようとする意思も同時並行的に

19) これらの国境を越えたラフ同士の結婚は何らかの親戚関係に基づくことが多い。しかし、ミャンマー女性の中国への婚入現象については、おそらく瀾滄県への婚入よりも直接ヨメ不足の漢族地域へ売られるケースの方が多く、人身売買などの犯罪要素も強いと推察される。

進行しているといえる。

2. 結婚手続きの変化

馬は、配偶者を得られないラフ男性が人生に悲観し、自殺する事例が増大していることを指摘しているが [Ma 2013: 206]、P 村では未婚男性の自殺は一件も起こっていない。ラフ男性たちは、ゆらぐ結婚の安定性と女性不足のなか、配偶者を得るためにどのような対策を採ろうとしているのだろうか。

結婚を巡る重層性のなかで、近年、最も確実なものとして重視されはじめているのが「結婚証」である。結婚証は、男女が夫婦であることを法的に証明する書類であり、中国においては結婚証がなければ出生した子の戸籍を作成することができない。²⁰⁾ P 村で結婚証登記が行われはじめたのは 1990 年代半ばであるが、国家の定める結婚最低年齢である男子 20 歳、女子 18 歳²¹⁾に満たないうちから結婚生活を開始する者がほとんどであったため、婚礼を挙げて夫婦生活を送りはじめてもすぐには結婚証を作成しないことが通常であった。ラフにとっては「男性の家に入る」「婚礼を挙げる」といった手続きを行えば、すでに「夫/妻を求めた」とものと見なされた。ところが、近年では何よりもまず結婚証を作るべきだ、という意見が主に男性方親族において主流になってきている。その理由は、たとえ婚礼を挙げて結婚生活を送っていても、結婚証を作成していないうちは、彼女は未婚女性と同じであり、「ヘバとポイ」されても、他の男性と関係を持っても、法の上では文句が言えないからである。50 代のある女性は、自分の息子と婚礼を挙げて、数年間の労働奉仕を行っている最中に遠隔地婚出してしまったヨメについて、「大きな豚も一頭つぶして婚礼を挙げたのに逃げられてしまった。結婚証を先に作っておくべきだった」と憤慨する。結婚証は、既婚状態と未婚状態を行き来する不安定な女性の行動に対して、法的書類を以て確実に彼女を既婚者に転換させるものとして用いられている。これは、単に国家の婚姻法が教育によって遵守されるようになっていったというよりも、遠隔地婚出への対処として重視されはじめたものである。婚礼にかかる費用のほとんどは男性方から出されるものであり、それらの出費ののちに、法的に未婚であることを理由に女性が異なる男性を選択することを危惧するからである。

しかし、これらの戦略は、言説の上でははっきりしていても、行動の上では非常に困難な駆け引きを伴う。結婚最低年齢に達しておらず結婚証を作成できないことを理由に、いつまでも

20) 結婚証作成のためには従来、健康証明や村民委員会の推薦など複雑な書類手続きが必要だったが、2001 年の婚姻法修正以降、戸籍簿・身分証・結婚状況証明書・証明写真に簡略化された。

21) 中国における結婚最低年齢は男子 22 歳、女子 20 歳だが、少数民族地域にはいくつかの変則がある。瀾滄県は、1982 年の「瀾滄拉祜族自治县変通執行〈中華人民共和国婚姻法〉的規定」において、「農村社員の結婚年齢は、男性が 20 歳以下、女性が 18 歳以下であってはならない」と定めている [《瀾滄拉祜族自治县概況》編写組 2007: 96]。

婚礼を挙げずにいれば、女性はいつ誰のところへ行ってしまうか分からない状態のままであるからである。しかも、そのような状態での同居は、「村のオリ」の支払いを求められる。このようなジレンマの結果、近年では婚礼手続きと結婚証作成を巡ってその順序や手法に変化が起こっている。つまり、婚礼の様々なプロセスのうち、どの段階で結婚証作成という手続きを挟み込むかということが交渉されるようになってきているのである。

II 章で述べたように、ラフの婚礼は、① 男性方親族による女性方父母への求婚「ヤミナウエ」、② 婚礼の日に各家の家神の祭壇に「頭を下げる」、③ 豚の饗応による披露宴「ケチャウエ」、という一連の手続きの組み合わせからなる。そこに結婚証という要素を加えるために、近年興味深い変化となっているのが、婚礼の分割である。それは、① のヤミナウエを終えたのち、婚礼手続きのうち、② の「頭を下げる」手続きのみを先に行い、その数カ月から数年後、結婚証を作成したのちに③ の披露宴「ケチャウエ」を行うというものである。これは、結婚証を作成できる結婚最低年齢にまだ達していないが、その男女が「夫を求めた/妻を求めた」状態であることをあらかじめ確認するための手続きである。「頭を下げる」手続きが採られれば、未婚の男女の同居に対する「村のオリ」は求められない。そして、夫婦生活を送り、結婚最低年齢に達したのちに結婚証を作成する。その後に行われる披露宴の際には、家神に「頭を下げる」行程はもはや行われない。このことには、披露宴の驕奢化も関わっている。近年、ラフのあいだでも婚礼の驕奢化は進み、近年では豚だけではなく金銭のやりとりがなされることすらある。披露宴のために準備するべき資金が大きくなるほど、結婚証という確実なものがない状態では披露宴を行いたくないという男性方の思惑が働き、それらの葛藤の折衷として現れたのが婚礼の分割だと言えるだろう。分割された諸結婚手続きのうち、前半の「頭を下げる」手続きのなかに、ひとつの器の水を男女が分けて飲む手続きがあることから、このような分割された結婚手続きは他の婚礼とは別に「水を飲む *i ka kheh daw ve*」と呼ばれる（表 4）。このタイプの婚礼を行った男女は P 村に 4 組あった。両親らはこの結婚について、「年齢がまだ結婚最低年齢に達していないけれど、早く家に招いて共に働いて欲しかったから」と説明した。女性方の親にとっても、娘が危うい遠隔地婚出に向かっていかないうちにラフ男性との結

表 4 「水を飲む」と呼ばれる結婚手続きの行程

行程の名称	手 続 き
ヤミナウエ	① 男性方の仲人ツカバが新婦父母に対して結婚の希望を伝える 合意ののち、婚礼の日取りと「過礼（婚礼でふるまう豚肉や米、酒など）の量を相談する
「水を飲む」	② 新婦宅の家神に対して新郎新婦が「頭を下げる」 ② 新郎宅の家神に対して新郎新婦が「頭を下げる」 —— 結婚証作成 ——
婚礼	③ 新婦宅で豚をつぶしての披露宴「ケチャウエ」

婚を確実なものにし、さらにそれを通じて若い男性の労働力を引き込む手続きと見なされている。「水を飲む」手続きだけを行って、まだ結婚証を作成していない男女について、「妻/夫を持った、しかしまだ結婚していない *Yaw aw mi ma/aw hpaw hui -o, ma jeh hui she*」という表現がなされる。この「結婚していない」という言葉には、漢語の「結婚 jiehun」を借用した「*jeh hui*」という表現が用いられており、この言葉は結婚証作成の有無について語るときにのみ用いられる。

もっとも、結婚証を作成して確実に女性を手元に残してから披露宴を行いたいという男性方の思惑が成功しないこともある。それは、男女の性関係の結果である妊娠の発覚や、中絶という事実が明るみに出た場合である。2011年の春に筆者が参加したある婚礼は、結婚証作成よりも先に行われたものであったが、これは女性の妊娠が発覚し、それを中絶したために、女性方父母から男性方に対する叱責と婚礼の催促が来たためであった。

このように、結婚を巡る手続きは徐々に変化し、結婚証の重視へと収斂しつつある。そもそも結婚証を作成していても、それを反故にして遠隔地に「ポイ」してしまう女性もいないわけではないが、結婚証を作成していれば、「ポイ」した女性は新たな男性とのあいだに結婚証を作成するために前夫との離婚手続きが必要となる。それが叶わない場合、漢族夫とのあいだに結婚証を作成するために役所に多額の賄賂を支払う必要が生じる。計画生育政策を採る中国において、結婚証は出産の基本要件であり、結婚証を持たない男女のあいだに生まれた子どもには戸籍が与えられないため、漢族男性側も結婚証作成のために奔走せねばならない。ラフ男性たちは、このような手続き上の拘束性を背景としながら、ラフ女性における「結婚とはなにか」という状態の曖昧さをはっきりさせるために、結婚証を有効かつ重要な手段と見なしている。

V まとめと考察

1980年代以降、大規模に進展するラフ女性の遠隔地婚出は、まさに経済格差に基づく女性の移動の連鎖が中国国内で起こっていることの証左である。ラフ女性の婚出先である漢族農村にかつて存在した漢族女性たちは、現在ラフの若い未婚女性がするのと同じように、出身村の男性よりもよい条件を持つ男性を求めて村から出て行ったのだろう。その埋め合わせとして、より南から、より内陸部から経済的に下位の女性を求める現象は続いていく。

本論文の目的は、女性の遠隔地婚出が、ラフ社会における「結婚」との関係のなかでどのように位置づけられるのか、そして、それがラフの婚姻慣行にどのような影響を与えているのかを明らかにすることであった。かつて突然の消失であった遠隔地婚出は、90年代からのヨメ探し漢族男性の到来に伴って、ラフの結婚手続きに近い形式を取って行われるようになってき

た。しかし、2008 年以降の公安による規制は、結果として仲介者の役割を強め、既婚者の遠隔地婚出の増大を生んでいる。この二十数年のあいだに拡大してきたこれらの遠隔地婚出は、結果としてラフ女性の配偶者選択の幅を大きく広げたが、その過程でラフ村落における既婚者と未婚者の区分は揺らぎ、何をもって結婚と見なすのかの基準が重層化している。

この事態に際して、ラフ男性たちは「結婚証」という書類を用いて女性を確実に自らの配偶者として定位しようと試みる。「夫を求める」とはどういうことか、がきちんと確定できないからこそ、行政書類を以て結婚の成立と認めるしかなくなっていると言えるだろう。本来国家による国民管理のためのツールである行政文書が、女性の移動や所在を巡る重要なカードとしての役割を持つようになってきていると言える。しかし、そのことによってラフ流の婚礼が軽視されていくわけではなく、女性を確保したいというラフ男性の欲求と、よりよい配偶者を選びたいというラフ女性の思惑との拮抗の結果、婚礼の分割という新たな実践が登場している。

この一連の変化は、端的に言えば結婚という契約方法の変化である。浜本は、『秩序の方法』という刺激的な論考において、婚姻届の事例を用いて構成的規則の説明を行っている[浜本 2001: 115-125]。構成的規則とは、規則とそれが規制するものとのあいだに自己言及的な関係があるような規則のことである。「結婚するためには婚姻届を提出せねばならない」という規則において、なぜ「婚姻届を提出する」ことが「結婚する」ことなのか、と問うても、「なぜならそれが結婚するということだからだ」という答えしか用意されない。浜本は、この「婚姻届」と「結婚すること」との恣意的な結びつきが、その無根拠性によってむしろ問うことを封じこめ、必然性を感じさせることを指摘している。ラフの結婚の諸手続もまた、これと類似の規則であった。これこれの手続きを行うことを以て「夫を求める」こととする、という秩序の内部にいる者にとっては、それを行ったのちに関係を反故にするという選択肢など「知らなかった」ほど当然のものであった。しかし、その秩序の外にいる漢族男性との出会いや遠隔地婚出という新たな形態の登場によって、その必然性が成り立たなくなったとき、この秩序の呪縛力は損なわれてしまう。そして、その代替として結婚証という別の構成的規則が台頭してきた。こちらの規則は、たとえラフの結婚手続き同様に恣意的・無根拠であろうとも、国家の制度として定められているという点において強力だからである。

しかし、問題はまだ残る。結婚証を作成するためには、女性が 18 歳になるまで待たなくてはならない。これはむしろ、18 歳までの時間を彼女に自由に与え続けることを意味し、女性を早く確保したいという男性方の思惑と矛盾する。そこで再登場するのが、男女を既婚状態に踏み込ませるものとしての「頭を下げる」および「水を飲む」手続きである。これはすでに反故にされる可能性を孕む弱い規則ではあるが、「村のオリ」を回避し、コストのかかる披露宴ケチャウエを後回しにしながら女性との関係を村内に持ち込むことを可能にする。このように一度ほどかれ、結婚証という新たな要素を加えて編み直された結婚手続きは、女性の配偶者選

択におけるあいまいさを最小限に抑えようとする動きに基づいていると言えるだろう。

このような結婚手続きの変化は、単なる契約方法の変化というだけでなく、ラフにおける結婚という状態そのもの、ひいてはジェンダー関係そのものを大きく揺るがすものである。女性の減少は、次世代を担う子を生み出す社会の再生産を脅かすほどの勢いで進み、かつて研究者に「男女平等社会」と謳われたラフにおけるジェンダー関係は、男性よりも女性により大きな選択権を与える方向に変化してきている。馬の指摘するような若年未婚男性の自殺はP村においては見られないものの、若い男性たちは、少しでも経済条件を向上させることで配偶者選択の幅を広げようと、出稼ぎのために村から出て行く。

では、そのような変化のなかで、ラフ社会は崩壊の一途を辿っているのだろうか。現在、配偶者獲得に悩むラフ男性の中にはミャンマーに居住するラフ女性を求める者が現れている。これは、まさにヨメ探しの連鎖が次々に経済的貧困地域へと広がっていく現象であるが、そこに新たな関係性が生まれていることも注目に値する。2012年の春節、中国・ミャンマー国境の南側に居住しているラフがP村を訪ねるという出来事があった。彼らは文化大革命の時期にP村から国境を越えて逃亡した人びとで、全員が村人と親族関係にある。このときやってきた6人のうち5人が女性であり、「いい暮らしができるかと思って遊びに来た」とのことだった。彼女たちは数週間村に滞在したのち、再びミャンマーに帰って行ったが、彼女たちの来訪が契機となり、P村に残る未婚のラフ男性が彼女たちの村を訪ねるという現象が引き起こされた。すでにP村の近隣ではこのようなミャンマー出身のラフ女性が中国側のラフと結婚して暮らしている例が複数見られる。それは、彼らのあいだにかつてあった「オウィオニ」関係が下敷きとなって生まれたものであり、結婚によってさらなる「オウィオニ」関係が重ねられていくことを予期させる動きである。さらに、遠隔地婚出に関しても、近年女性の婚出先はラフ男性の出稼ぎの足がかりとしての役割を持ちつつある。「へバのくに」を見せてあげたいと父母を婚出先に招く女性もいる。かつて「ボーイ＝断絶」と見なされた遠隔地婚出は、今後婚出先と生家とのあいだに「オウィオニ」関係に類似した関係性を生み出すこともあるのだろうか。1980年代以降進展する女性の遠隔地婚出が、ラフ社会を大きく揺るがす出来事であること自体には疑いがないが、それがそのまま崩壊に結びつくかどうかはまだ予断を許さない。村の境界が透過性を高め、女性も男性も各地に移動していくなか、彼らの所在がどこに位置づけられ、どのような移動パターンを示すようになっていくのか、今後も注視していく必要があるだろう。

謝 辞

本研究は、日本学術振興会特別研究員 DC1（課題番号 211264）の助成を受けたものである。記して謝意を表したい。

参 考 文 献

邦文, 中文

- ペランジェ, ダニエル; リン, チャン・ジャン; ズン, リ・パック; ホン, クアット・チュ. 2012. 「農家の娘から外国人妻へ——ベトナムの移民送出コミュニティにおける結婚・移住・ジェンダー」『アジア女性と親密性の労働』落合恵美子; 赤枝香奈子 (編), 201-230 ページ所収. 京都: 京都大学学術出版会.
- ブルデュ, ピエール. 2001. 『実践感覚Ⅱ』今村仁司; 福井憲彦; 塚原 史; 港 道隆 (訳). 東京: みすず書房. (原著 Bourdieu, Pierre. 1980. *Le sens pratique*. Paris: Editions de Minuit.)
- 張和生 (編著). 1994. 『婚姻大流動——外流婦女婚姻調査紀実』瀋陽: 遼寧人民出版社.
- 浜本 満. 2001. 『秩序の方法』東京: 弘文堂.
- . 2007. 「イデオロギー論についての覚書」『くにたち人類学研究』2: 21-41.
- 何艶海. 2008. 「雲南少数民族婦女外流の成因及影響」『少数民族女性学学科建设与婦女發展』陳星波 (主編), 266-272 ページ所収. 昆明: 雲南民族出版社.
- 片岡 樹. 2006. 『タイ山地—教徒の民族誌——キリスト教徒ラフの国家・民族・文化』東京: 風響社.
- . 2007. 「『ラフであること』の本質?——東南アジア大陸部山地民の民族帰属認知における柔軟性をめぐって」『文化人類学』71(4): 437-457.
- 國務院人口普查辦公室 國家統計局人口和社会科技統計司 (編). 2002. 『中国 2000 年人口普查資料』北京: 中国統計出版社.
- 國務院人口普查辦公室 國家統計局人口和就業統計司 (編). 2012. 『中国 2010 年人口普查資料』北京: 中国統計出版社.
- 顧明誌; 李光華; 李鳳涼; 劉剋礼; 姚堅; 王文燦. 1995. 「雲南省瀾滄県拉祜族殉情自殺 69 例資料分析」『臨床精神医学雑誌』5(2): 82-83.
- 李光華; 陳文明; 魯文興; 嚮興華; 彭新盛. 2005. 「拉祜族自殺調查分析」『臨床精神医学雑誌』2: 96.
- 李勒. 2005. 「少数民族婦女外流对当地社会的影响」『雲南民族大学学报 (哲学社会科学版)』22(4): 40-43.
- 馬健雄. 2004. 「性別比, 婚姻擠压与婦女遷移——以拉祜族和佤族之例看少数民族婦女的婚姻遷移問題」『広西民族学院学报 (哲学社会科学版)』26(4): 88-94.
- 万志琼. 2007. 「少数民族婦女外流的成因分析——以楚雄彝族婦女為例」『雲南民族大学学报 (哲学社会科学版)』24(6): 63-66.
- 西本陽一. 2009. 『周縁化と宗教变化の社会的経験——北タイの伝統派およびキリスト教徒ラフ集団の事例』東京大学博士論文.
- 《瀾滄拉祜族自治县概况》編写組 (編). 2007. 『瀾滄拉祜族自治县概况』北京: 民族出版社.
- 蔡慧玲. 2010. 「少数民族農村婦女流動对婚育的影响——以广西融水為例」『雲南民族大学学报 (哲学社会科学版)』27(2): 56-61.
- 雲南省編輯組 (編). 2009. 『拉祜族社会歴史調査二』昆明: 雲南人民出版社.
- 楊啓藩. 1991. 「南女北嫁現象及其利弊浅析」『人口学刊』5: 51-55.
- 楊国才. 2008. 「边境少数民族婦女流動的特徵及变化」『雲南民族大学学报 (哲学社会科学版)』25(6): 46-52.

英文

- Chao, Emily. 2005. Cautionary Tales: Marriage Strategies, State Discourse, and Women's Agency in a Naxi Village in Southwestern China. In *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, edited by Nicole Constable, pp. 34-52. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Constable, Nicole. 2005. Introduction: Cross-Border Marriages, Gendered Mobility, and Global Hypergamy. In *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, edited by Nicole Constable, pp. 1-16. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Del Rosario, Teresita C. 2005. Bridal Diaspora: Migration and Marriage among Filipino Women. *Indian Journal of Gender Studies* 12(2-3): 253-273.
- Du, Shanshan. 2003. *Chopsticks Only Work in Pairs: Gender Unity and Gender Equality among the Lahu of Southwest China*. New York: Columbia University Press.

- Fan, Cindy. 1999. Migration in a Socialist Transitional Economy: Heterogeneity, Socioeconomic and Spatial Characteristics of Migrants in China and Guangdong Province. *International Migration Review* 33(4): 954-987.
- . 2002. Marriage and Migration in Transitional China: A Field Study of Gaozhou, Western Guangdong. *Environment and Planning A* 34(4): 619-638.
- Hsia, Hsiao-Chuan. 2008. Beyond Victimization: The Empowerment of 'Foreign Brides' in Resisting Capitalist Globalization. *China Journal of Social Work* 1(2): 130-148.
- Lu, Melody Chia-Wen. 2005. Commercially Arranged Marriage Migration: Case Studies of Cross-border Marriages in Taiwan. *Indian Journal of Gender Studies* 12(2-3): 275-303.
- Ma, Jianxiong. 2013. *The Lahu Minority in Southeast China: A Response to Ethnic Marginalization on the Frontier*. London: Routledge.
- Ratana Tosakul. 2012. Transnational Families: My Home Is Here and There. In *The Family in Flux in Southeast Asia: Institution, Ideology, Practice*, edited by Yoko Hayami, Junko Koizumi, Chalidaporn Songsamphan, and Ratana Tosakul, pp. 505-527. Kyoto: Kyoto University Press.
- Schein, Louisa. 2005. Marrying out of Place: Hmong/Miao Women across and beyond China. In *Cross-Border Marriages: Gender and Mobility in Transnational Asia*, edited by Nicole Constable, pp. 53-79. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Walker, Anthony R. 2003. *Merit and the Millennium: Routine and the Crisis in the Ritual Lives of the Lahu People*. New Delhi: Hindustan Publishing.

ウェブサイト

- 普洱瀾滄拉祜族自治縣數字鄉村新農村建設信息網。「瀾滄県 2012 年上半年實現農民現金收支雙增」[http://ynszxc.gov.cn/szxc/CountyModel/ShowDocument.aspx? Did=1195&DepartmentId=1195&id=3681285](http://ynszxc.gov.cn/szxc/CountyModel/ShowDocument.aspx?Did=1195&DepartmentId=1195&id=3681285) (最終アクセス: 2014 年 3 月 2 日)
- 政協瀾滄県委員会。「關於瀾滄県農村低保政策落實情況的調研報告」<http://www.lcxzx.cn/gongzuo/zhize/200909/40.html> (最終アクセス: 2014 年 6 月 17 日)
- 横田祥子. 2007. 「2007 年度日台研究支援事業 研究成果報告書 台湾・国際結婚移住者をめぐる社会人類学的研究 —— 台中県東勢鎮の事例から」 東京: 財団法人 交流協会. [http://www.koryu.or.jp/08_03_03_01_middle.nsf/2c11a7a88aa171b449256798000a5805/11c66e6d10de34aa492576800024d9f8/\\$FILE/yokotasachiko2.pdf](http://www.koryu.or.jp/08_03_03_01_middle.nsf/2c11a7a88aa171b449256798000a5805/11c66e6d10de34aa492576800024d9f8/$FILE/yokotasachiko2.pdf) (最終アクセス: 2014 年 3 月 2 日)

(2014 年 3 月 27 日 掲載決定)